

2021年5月10日

株式会社 山梨中央銀行

一般事業主行動計画について

株式会社 山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、別紙のとおり女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画および次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定いたしましたので、その概要についてお知らせいたします。

以 上

株式会社山梨中央銀行 行動計画（女性活躍推進法）

計画期間及び内容

女性の就業継続を主眼に置き、下記の通り行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 2021年4月1日～2026年3月31日
2. 目 標 (1) 現在12.2%である女性管理・監督職層の割合を15%以上にする。
※女性管理・監督職層＝総合5級・地域総合4級・業務2級以上
(2) 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の継続雇用割合を女性は50%以上、男性は80%以上にする。
3. 取組内容・実施時期
 - (1) 両立支援策として2021年度中に以下の対応を行う
 - ・ 有給休暇の柔軟化を図るべく、有給休暇を時間単位で取得できるよう制度化する。
 - ・ 育児休業等からの復職時の負担軽減を図るべく、監督職が検印業務を担わないことを選択できるよう制度化する。
 - (2) 就業継続支援の一環として、每期以下の対応を行う
 - ・ 育児休業、短時間勤務等の制度利用者の人事考課を公平・適切に行うよう考課者への指導を行ったうえ、考課結果を検証する。

以 上

株式会社山梨中央銀行 行動計画（次世代育成支援対策推進法）

計画期間及び内容

職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うと共に、次世代育成支援に貢献できるよう、下記の通り行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 2018年4月1日～2022年3月31日

2. 内 容

目標：男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する
育児休業を取得した者の割合を13%以上とする

（対策）2018年4月～

対象職員を把握した場合は、本人と所属長宛に取得促進の声掛けを行う